

令和7年 富士見町 告示

第 149 号

富士見町公共工事等の前金払に関する取扱要綱
の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和7年9月9日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町公共工事等の前金払に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

富士見町公共工事等の前金払に関する取扱要綱(平成31年富士見町告示第34号)の一部を次のように改正する。

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による請求は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、町長が認める方法を利用した場合を含むものとする。

第10条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による請求は、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、町長が認める方法を利用した場合を含むものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。